

栃木県会計年度任用職員（業務支援員） 募集要項

栃木県日光土木事務所では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県日光土木事務所 日光市萩垣面2390-7	・パソコン（エクセル、ワード等）を使用した各種データの入力 ・文書整理 ・電話・来客対応 ・その他、担当職員が指示する業務

2 勤務条件

- （１）任 期 令和8（2026）年9月9日から令和9（2027）年3月31日まで
なお、採用後、1か月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。
1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- （２）勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前8時30分から午後3時30分まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- （３）休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
- （４）報 酬
① 月 額 155,070円
② 地域手当 6,202円 当方の規程により毎月支給
③ 通勤手当 当方の規程により通勤手当を支給
④ 期末・勤勉手当 当方の規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給
(年1回：12月)
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます
- （５）有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヵ月以上の者）ほか
- （６）社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、及び厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- （７）服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（１）～（３）の全てを満たす人

- （１）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和8年8月25日（火）から同年8月31日（月）

※応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

面接の日時は応募書類到着後に電話連絡します。

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和8年8月31日（月）必着】

履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

持参の場合には、平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください。

郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので、ご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7

栃木県日光土木事務所 総務課

7 結果の発表

選考結果については、面接実施後3日以内に電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。